

島根CO₂吸収認証制度評価基準

平成 22 年 3 月 8 日 付け 森第 1 5 1 8 号

第 1 趣旨

島根CO₂吸収認証制度実施要領（以下「要領」という）第 3 の 4 に規定する森林のCO₂吸収量の算定は、この基準に定めるところによる。

なお、この基準は、最新の科学的成果等にもとづき、必要に応じて改正する。

第 2 算定方法

1 算出式

CO₂の吸収量については、整備を行った森林の幹の成長量をもとに気候変動に関する政府間パネルのガイドラインに準じ、次の式により算定する。

$$\text{CO}_2\text{吸収量} = \text{森林面積} \times \text{幹の成長量} \times \text{容積密度} \times \text{拡大係数} \times (1 + \text{地下部・地上部比}) \times \text{炭素含有率} \times \text{CO}_2\text{換算係数}$$

2 留意事項

植栽と下刈りなど異なる森林整備を同一箇所で同一年に実施した場合については、それぞれの森林整備のCO₂吸収量を加算しない。

第 3 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとし、4 から 7 の係数は日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2008 年 5 月 16 日）の「表 7-4 森林簿樹種の BEF, Root-Shoot ratio, 容積密度数」に示されている数値（別記）による。

1 CO₂吸収量

対象森林における森林整備時点の 1 年間あたりのCO₂吸収量（t-CO₂/年）

2 森林面積

企業等が自主的な活動として森林整備を実施した森林（要領別表に掲げる森林整備の基準を満たすものに限る）の面積（ha）

3 幹の成長量

スギ・ヒノキは林野庁作成の新収穫表（2006 年）により、また、マツ類・広葉樹は島根県ha標準蓄積表により算出した単位面積あたりの年間成長量（m³/ha・年）

4 容積密度

成長量をバイオマス量（乾燥重量）に換算するための係数（t/m³）

5 拡大係数

幹材積の成長量に枝や葉の成長量を加算補正するための係数

- 6 地下部・地上部比
地上部の量に対する地下部の量の割合
- 7 炭素含有率
樹木の乾燥重量に占める炭素比率
- 8 CO₂換算係数
炭素量をCO₂に換算するための係数 (44/12≒3.67)

第4 計算に用いるデータ
CO₂吸収量表（別記）による

附則
この基準は、平成22年4月1日から施行する。

別記（第4関係）

樹種別の拡大係数、地下部・地上部比、容積密度

区分	容積密度	拡大係数		地下部・地上部比	炭素含有率	CO ₂ 換算係数
		20年以下 (林齢)	21年以上 (林齢)			
針葉樹	スギ	0.314	1.57	1.23	0.25	0.5 44/12
	ヒノキ	0.407	1.55	1.24	0.26	
	マツ類	0.416	1.63	1.23	0.27	
	その他	0.423	1.40	1.40	0.40	
広葉樹	ナラ類	0.619	1.40	1.26	0.25	
	その他	0.619	1.40	1.26	0.25	

注1) 日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2008年5月16日)「表7-4 森林簿樹種のBEF, Root-shoot ratio, 容積密度数」から作成